月２回発行　2016年11月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2269号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

他部署の目でリスク発見

災害未然防止へ「公開作業」

日本製鋼所横浜製作所

特集Ⅱ

メンタルヘルスは安全にも直結

全国建設業労働災害防止大会

続・造船現場サイゼンセン

造船足場は時代遅れ！

ジャパンマリンユナイテッド横浜事業所磯子工場

No.2269
2016
11／1

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21 高知会
結城社会保険労務士事務所
所長 結城 茂久

第230回

終業後に会社の駐車場で転倒

■ 災害のあらまし ■

従業員Aは業務終了後、タイムカードに打刻して会社を出た後、いつものように通勤用の自車に乗って帰宅するため、100メートル離れたB駐車場（会社所有・駐車料無料）に向かった。その日は、もう辺りが薄暗くなっていた。そのためか、AはB駐車場の車止めのブロックにつまずき斜め前に転倒し、駐車場を囲んでいる二段ブロックに顔が当たって負傷した。

■ 判断 ■

業務終了後の被災であり、業務行為そのものではないが、事業主の施設内を利用中の被災で、個人的な事情も見受けられず、業務遂行性および業務起因性が認められて、**業務上**と判断され、労災認定された。

■ 解説 ■

業務災害とは、業務中の災害のことをいい、それが認められる要件として、「業務遂行性」と「業務起因性」が挙げられる。この両方が認められなければ業務災害とはならない。個人的な恨みなどを受け、個人的な事情で被災した場合は業務起因性は認められない。

1. 業務遂行性とは、災害が起こったとき会社の支配下にあり、かつ管理下にあることをいう。具体的には、次のような場合を指す。

①会社内で業務をしている場合

②会社外で業務をしている場合（営業などの外回り、出張など）

③業務中以外で会社の管理下にある場合（会社内での休憩中、始業前・始業後の自由時間中など）

③については、例えば社内の壁が落ちそ

うになっているのに会社が放置していて、それが落下して負傷したように、会社側に特に責任がある場合に認められる。

しかし、前述のように、 会社の支配下になく、かつ管理下にもないときに生じた災害については、業務遂行性は認められない。強制されずに参加した忘年会の終了後に被災したケースなどが分かりやすい。

2. 業務起因性とは、業務中の行為が原因で発生したことをいう。平たくいえば、その業務を行っていれば誰でも同様の災害が生じる可能性があった場合ともいえる。業務中に、作業内で爆発などの事故が起こった結果、負傷した場合、業務に関連する精神障害（うつ病）による自殺などは、業務起因性が認められると考えられる。事故による疾病とは別に精神障害（うつ病）の業務起因性の判断については、医学的・心理的知見を踏まえた行政実務上の判断指針が定められている（「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」平11.9.14 基発第 544 号）。また、飲酒をしながらの作業中、転倒して負傷した場合、避けられない自然現象により死亡した場合などには、業務起因性が認められないと考えられる。

また、就業時間外は、業務に直接従事していないため、就業時間外に事業場施設を利用中に災害が発生した場合、原則として業務遂行性は認められないということになる。しかし、それでは、就業時間外に、業務災害と認定されることがなくなり、被災労働者の保護に欠ける恐れがある。そこで、就業時間外の事業場施設の利用においても、事業主の関与の程度、態様や業務との関連性を考慮して、業務災害該当性を判断するのが妥当と解されている。例えば、事業場施設またはその管理の不備・欠陥など



に起因して災害が発生した場合には、事業主の支配下における危険性が現実化したものとして、業務遂行性および業務起因性が認められると考える。労働者の利用に供せられるものとして、更衣室、トイレ、洗面所、社内食堂、風呂場、休憩室など、その他の福利施設がある。

今回の場合、業務終了後（就業時間外）の負傷だが、B駐車場は会社所有の敷地である。また、会社は無償でB駐車場を提供している。その利用中の今回のようなケガは当該会社の従業員であれば、誰でも同様の災害が生じる可能性があったといえる。さらに会社はB駐車場に外灯を備え付けるなど（足元を明るくする工夫など）の安全対策などを講じていないことから、災害が十分予測される。したがって、会社の管理の不備が認められ、会社に特に責任があるといえる。以上より、上記③の業務中以外で会社の管理下にある場合として業務遂行性および業務起因性も認められた。

行政判断となるが、仮に、Aが業務終了後、会社からB駐車場に向かう途中や、B駐車場から自宅に向かう途中で被災した場合は、通勤災害になると考えられる。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp